

相続に関する 必要書類のご案内

こちらのご案内は、貯金等の相続手続きに必要な書類や記入方法を記載しています。
ご不明な点は、別紙のお問い合わせ先にご連絡ください。

※ 名義人様の口座の状況に応じて、追加で書類が必要となる場合がございます。その際は追加のご案内を差し上げますことをご了承ください。

～相続手続きをされるお客さまへ～

- 相続手続きに関しましては、被相続人様がお亡くなりになられた事実、相続人様の範囲、代表相続人様以外の相続人様の皆様が代表相続人様への支払いに同意されていることなどを確認するため、必要書類のご提出をお願いしております。

被相続人様の戸籍の状況等により必要書類が異なる場合があることから、郵便局やゆうちょ銀行店舗では、十分な確認やご説明が難しく、専門部署において事務処理を行っております。

そのため、別途ご案内を差し上げることなどにつきまして、お詫び申し上げますとともに、このような事務手続きに関しご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1 相続手続きの流れ

これからの相続手続きの大まかな流れにつきましては、次表のとおりです。

【相続貯金を代表相続人様の通常貯金へご入金の場合】

順番	①	②	③	④
お手続きの内容	必要書類のご準備 請求書へのご記入	郵便局等の窓口 への書類提出	払戻金を通常貯金 にご入金	お支払金額の内訳 書のお受け取り

※ 相続のご請求からお手続きの完了まで(上記②～③)、1週間～2週間程度を目安としてください。

※ ご提出いただいた書類に不備がある場合や処理が混み合っている場合には、1か月程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 各お手続きの説明

① 必要書類のご準備・請求書へのご記入

「必要書類一覧表」に記載している書類をご準備ください。

ア 戸籍謄本または法定相続情報一覧図写しのいずれかをご提出ください。

- 戸籍謄本または除籍謄本をご提出される場合

戸籍のある市区町村役所(役場)にて被相続人様(亡くなられた方)の

『婚姻(初婚、未婚の場合は16歳)からお亡くなりになるまでの連続した戸籍謄本等』をご準備ください。

- 法定相続情報一覧図写しをご提出される場合

法務局に被相続人様の出生から死亡までの戸籍謄本等を提出し、法定相続情報証明制度に基づく、法定相続情報一覧図写しの交付を受けた場合は当該一覧図写しをご準備ください。

なお、法定相続情報証明制度の詳しい手続きは法務局のホームページで確認できます。

イ 印鑑登録証明書

『相続人様全員の印鑑登録証明書』(発行後6か月以内のもの)をご準備ください。

※ 日本国籍のまま、海外に居住している方で、印鑑登録証明書が取得できない方は、大使館・領事館でのサイン証明書および在留証明書の発行を受けて、提出をお願いします。

また、外国籍を取得した相続人様がいらっしゃる場合は、お問い合わせ先にご照会ください。

ウ 相続手続請求書

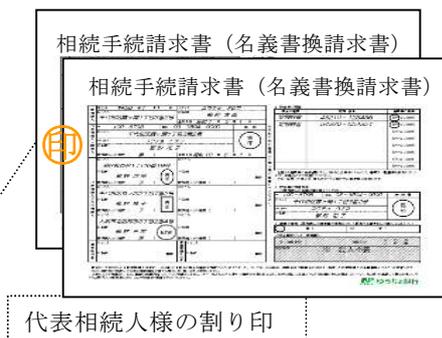
『貯金等相続手続請求書』に**相続人様全員**が各自自署し、**それぞれの実印**(ご提出いただく印鑑登録証明書の印章)を押印してください。

※ 訂正を行なった場合は、訂正箇所には相続人様全員の実印を押印してください。

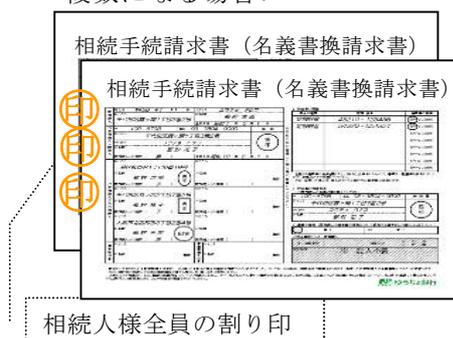
なお、代表相続人様以外の相続人様のご自分のご住所・お名前を書き間違えた場合は、ご本人様のみの実印で訂正可能です。

※ 複数の請求書に分けて提出していただく場合は、相続人様全員の割り印が必要です。

<相続人様の記載が複数になる場合>



<相続される貯金等の明細の記載が複数になる場合>



※ 複数すべての請求書に代表相続人様の記名押印がある場合は、割り印は不要です。

② 郵便局等の窓口への書類提出

ご記入いただきました「相続手続請求書」等の書類（原本）は、「必要書類一覧表」と一緒に、お近くの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の窓口にご提出ください。

※ 代表相続人様をご来店ください（代理人様をご来店される場合は、委任状が必要となります）。

※ 代理人様がお手続きされる場合

相続貯金の払戻金の受取方法として『払戻証書』をご希望される場合で、払戻証書の受取を代理人様が行う場合は、お手続きが完了した際に、代表相続人様の本人確認書類に記載された住所宛てにご案内を転送不要・簡易書留郵便でお送りしますので、お受け取りをお願いいたします。

代表相続人様が転送不要・簡易書留郵便のお受け取りが困難である場合は、書類提出の際にお申し出ください。

【窓口営業時間】 9:00～16:00

*1 土・日・休日および12月31日～1月3日を除きます。

*2 一部、営業時間が異なる取扱店がございますので、詳しくはお近くの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の窓口へご確認ください。

③ 通常貯金へ相続貯金のご入金

ご提出いただきました必要書類の確認および事務手続き完了後、相続貯金の払戻金を代表相続人様の通常貯金へご入金いたします。

④ 通帳等のお受取り

代表相続人様あてに次の書類等を簡易書留郵便にてお送りしますので、お受け取りください。

・通常貯金へご入金の場合：『お支払金額の内訳』

（相続貯金の払戻金を払戻証書でお受け取りの場合は、『お支払金額の内訳』の代わりに『払戻証書』を送付いたします。）

・名義書換えのご請求の場合：『通帳』または『貯金証書』

※ 『払戻証書』による現金のお受け取り

『払戻証書』につきましては、次の書類をお近くの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の窓口にお持ちいただき、払戻証書と引き換えに、現金をお受け取りください。

- ・ 『払戻証書』
- ・ ご本人さまであることが確認できる証明書類（運転免許証など）

※ 代理人様が手続きされる場合

『払戻証書』のお送り先に代理人様の証明書類に記載された住所以外（個人事務所等）をご指定された場合は、お受け取り時に再度証明書類が必要になります。（運転免許証など）

- ・ ご印章

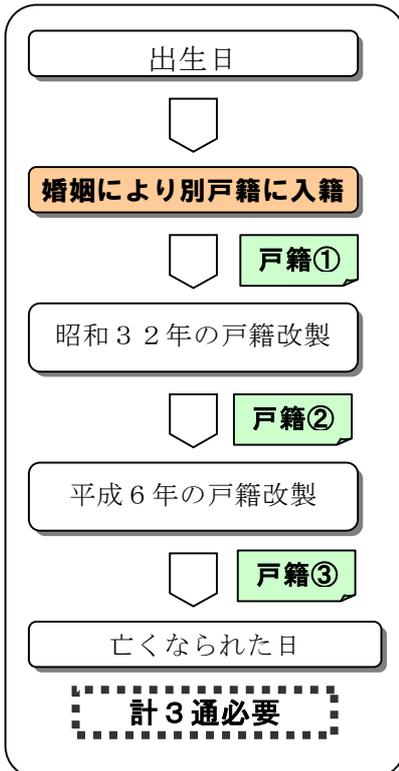
戸籍謄本の取得に関するお願い

戸籍は昭和32年および平成6年の法務省令により改製が行われており、この改製時に新たに編成された戸籍には、その時点で戸籍に在籍する方のみが転記されます。

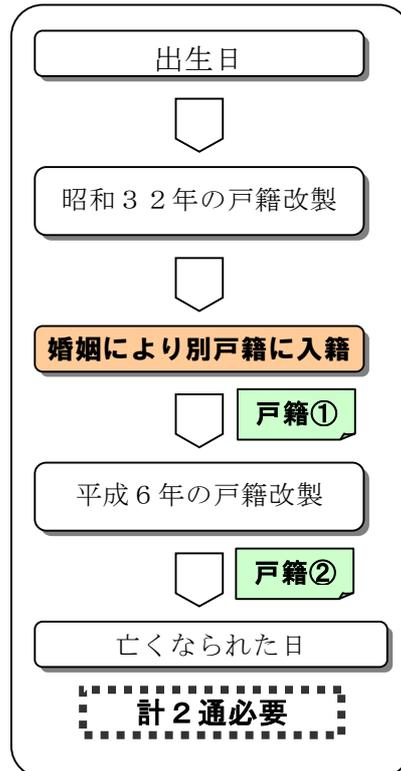
このため、婚姻・養子縁組等により除籍されている方が存在する場合は、改製後の戸籍謄本のみでは除籍されている方の確認ができなくなります。

つきましては、**被相続人様の婚姻（初婚、未婚の場合は16歳）からお亡くなりになられた日までに**被相続人様の戸籍に記載された方を漏れなく確認させていただくため、改製前の戸籍（改製原戸籍）を併せて取得いただく必要があります。（以下の事例参照）

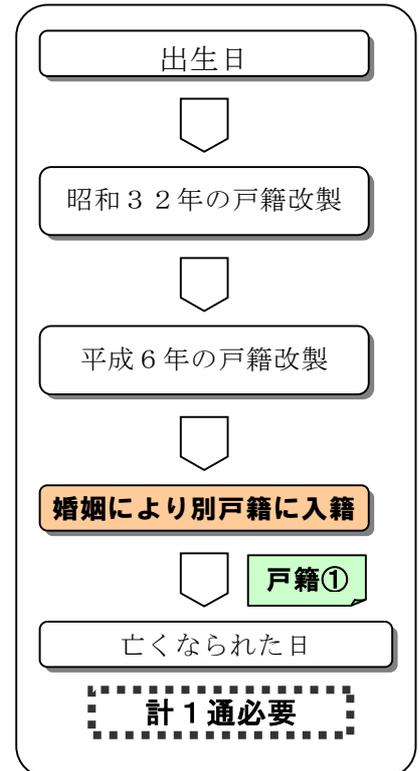
<事例1>



<事例2>



<事例3>



戸籍謄本等の取得方法に関してご不明点がある場合は、以下の内容を市区町村役所（役場）職員の方にお見せしたうえで、請求を行なってください。

市区町村役所（役場）職員の方へ

相続手続きのため、被相続人様の「婚姻（初婚、未婚の場合は16歳）」から「死亡」まで繋がる全ての戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍、全部記載事項証明書）の交付をお願いします。

（分家や家督相続等の理由により、前戸主等の戸籍謄本等に記載がある場合は、その戸籍謄本等の交付もお願いします。また、滅失等の理由により戸籍謄本等がない場合は、告知書の交付もお願いします。）

なお、転籍の履歴がある等の理由により、貴役所（役場）だけで婚姻から死亡までの戸籍謄本が揃わない場合は、請求人様に対し、その旨の説明およびどこの役所（役場）で誰の戸主名で戸籍謄本等を請求すれば取得できるか等のご説明をしていただきますよう、お願いいたします。